

平成 12、8、4

なみはや銀行

金融整理管財人

## 旧経営陣に対する本訴提起案件

(福徳銀行関係)

「松寿庵」案件

### 1 請求額

1586万2000円 (損害額全部)

### 2 被告

松本光弘頭取 (昭和63年6月から平成7年6月まで社長、頭取。現在58歳)

吉川泰一郎副頭取 (昭和63年8月から平成7年6月まで副社長、副頭取。現在69歳)

### 3 本件のポイント

関連会社の建物を、銀行が転借したが、実際は頭取が私的に利用し、かつ賃料を最終的に頭取長男が取得するように計画された案件である。

### 4 事案の概要

福徳銀行は、昭和63年ころ、頭取の自宅隣接地に迎賓館建設を計画した。その計画の一環として、頭取自宅敷地中の長男名義の土地上に、関連会社である島之内土地建物㈱が迎賓館用に車庫・倉庫を建設した (使用貸借)。しかし、迎賓館計画は頓挫し、車庫・倉庫が宙に浮いたため、島之内土地建物㈱から㈱東洋書庫センターが賃借し、同センターから福徳銀行が転借することになった。同時期に、土地の使用貸借契約が賃貸借契約に切り替えられた。このため、平成4年6月から、同6年8月まで、銀行から㈱東洋書庫センターに賃料が支払われ (合計1586万2000円)、同センターから島之内土地建物㈱を通して、最終的には、その大部分が頭取長男名義の口座に入金された。

この間、車庫・倉庫は、頭取が私的なガレージとして使用しており、銀行が使用した事実はなく、鍵の管理さえしていなかった。

### 5 不法行為、忠実義務違反

頭取は自己の利益を図るための横領的行為をしたといえる。これは、民

法上の不法行為に該当し、商法上の忠実義務違反にも該当するので、損害賠償責任を負う。副頭取は、頭取の横領的行為に加担した以上、同様の責任を負う。

## 二 京都厚生会案件

### 1 請求額

7億9300万円（損害額全額）

### 2 被告

一と同じ

### 3 本件のポイント

債務者本体も財務状況が悪化している中、関連会社が破綻し、債務者が巨額の保証債務を負うことにより、回収不能になる可能性が高いのに、その関連会社の金利支払いのための支援資金を融資した案件である。

### 4 事案の概要

㈱京都厚生会は、昭和33年に食品販売を中心とする総合スーパーチェーンを目的に設立され、京都市を中心に17店舗を要する地場密着店であった。福徳銀行は、古くからのメイン銀行で、平成7年1月の厚生会破綻時は融資の57パーセントを占めていたこと、厚生会副社長をはじめ、福徳銀行からの出向者が幹部にいたこと（同副社長は副頭取と同期入行で親しい仲であった。）など、情実が絡む可能性は十二分にある関係であった。

厚生会は、昭和50年代後半から多数設立した関連会社（最終的には合計10社）のうち過半が債務超過状態であり、その支援のため資金繰りが苦しくなっていたが、関連会社の一つである㈱コーショウクレジットサービス（ノンバンク）が平成3年5月に経営が破綻したことにより、120億円の保証債務を負担する可能性が生じた。また、関連会社の㈱フレッシュ厚生会は、同年9月に倒産し、厚生会からの貸付金7億8300万円が回収不能になった。

厚生会がこうした状態にありながら、福徳銀行は、それ以後も融資を継続し、40数億の融資総額を1.2億余り増やし、総額60億近くまでにした。担保割れ（無担保）は、平成3年11月で3億7300万円であり、その後の融資総額の増加、担保価値の下落により、再評価で31億7800万円に増えた。

この増加融資分のうち、本訴で取り上げたのは、平成4年2月以後の3回合計7億9300万円の融資である（全額償却済み）。

## 5 注意義務違反

厚生会の状態では、一般的にも銀行の内部規定でも、融資総額を圧縮すべき義務があるのに、かえって増額させた点で、忠実義務違反、善管注意義務違反がある。

### (なにわ銀行関係)

#### 1 請求額

2億円（損害4億4247万1277円の一部請求）

#### 2 被告

藤長周三頭取（昭和62年6月から平成9年6月まで社長、頭取。現在71歳）

高橋章専務（昭和63年6月から平成5年6月まで専務取締役。現在70歳）

#### 3 本件のポイント

なにわ銀行の破綻原因の一つに不動産業・建設業者への大口融資があるが、そうした業界での財務状況が悪化した業者に追加融資をした案件である。

#### 4 事案の概要

なにわ銀行は、従前の取引を通じて、不動産業・建設業者である3債務者らが、過大な債務を負う一方、売上が激減し、経常利益がマイナスや債務超過状態となるなど財務状況が悪化していたこと、保有する不動産の売却の目途がたたず、従前から実質期限延長を繰り返すなど事業による返済計画が立たない状態であったこと、既に担保割れの状態であったことを十分に認識していた。それにもかかわらず、担保割れの状態をさらに拡大する形で新規融資を行った（3債務者で実融資額は合計10億1300万円）。その融資のうちの大部分は、各債務者から（株）なにわファイナンス（なにわ銀行の関係会社）への返済資金とされた。

## 5 注意義務違反

3債務者の経営・財務状態では、融資を控えるべき義務があるのに、適切な債権保全措置を講じることなく本件融資を決定・継続したことに、忠実義務・善管注意義務違反がある。

## 6 損害

3債務者合計で、合計4億4247万1277円が損害である。

以上